

○厚生労働省告示第三百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)
第10部 追 補 (6)	(新設)
内 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	薬 価
(あ)	円
アラグリオ内用剤1.5g	1.5g 1瓶 75,985.90
(え)	
エザルミア錠50mg	50mg 1錠 6,267.70
エザルミア錠100mg	100mg 1錠 12,017.00
(こ)	
コセルゴカプセル10mg	10mg 1カプセル 12,622.80
コセルゴカプセル25mg	25mg 1カプセル 30,257.80
(そ)	
ソーテイクツ錠6mg	6mg 1錠 2,770.90
(ふ)	
フィンテプラ内用液2.2mg/mL	0.22%1mL 1,407.60
(ま)	
マヴィレット配合顆粒小児用	1包 20,313.90
(り)	
リバゼブ配合錠HD	1錠 116.00
リバゼブ配合錠LD	1錠 87.80
リンヴォック錠45mg	45mg 1錠 9,677.60
注 射 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	薬 価
(あ)	円
アジヨピ皮下注225mgオートインジェクター	225mg1.5mL 1キット 41,167
アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL1筒 7,810,923
(お)	
オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	1.5mg0.75mL 1筒 16,128
(か)	
カブリビ注射用10mg	10mg 1瓶 (溶解液付) 515,532
(け)	
献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「タケダ」	5%250mL 1瓶 3,906
献血アルブミン20%静注4g/20mL「タケダ」	20%20mL 1瓶 1,842
献血アルブミン20%静注10g/50mL「タケダ」	20%50mL 1瓶 3,898
献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「タケダ」	25%50mL 1瓶 4,193
(こ)	
コセンテックス皮下注300mgペン	300mg 2mL 1キット 138,249
(し)	
小児用ヌーカラ皮下注40mgシリンジ	40mg0.4mL 1筒 68,964
ジーラスタ皮下注3.6mgボディーボッド	3.6mg0.36mL 1キット 114,185
(ず)	

スキリージ点滴静注600mg	600mg10mL 1 瓶	192,321
スキリージ皮下注360mgオートドージャー	360mg2.4mL 1 キット	508,169
スベピゴ点滴静注450mg	450mg7.5mL 1 瓶	963,821
<u>(て)</u>		
テゼスパイア皮下注210mgシリンジ	210mg1.91mL 1 筒	176,253
<u>(な)</u>		
ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	30mg0.375mL 1 筒	112,476
<u>(へ)</u>		
ベバシズマブBS点滴静注100mg「CTNK」	100mg 4 mL 1 瓶	14,286
ベバシズマブBS点滴静注400mg「CTNK」	400mg16mL 1 瓶	54,403
ベリナート皮下注用2000	2,000国際単位1瓶 (溶解液付)	214,788
<u>(め)</u>		
メトジェクト皮下注7.5mgシリンジ0.15mL	7.5mg0.15mL 1 筒	1,797
メトジェクト皮下注10mgシリンジ0.20mL	10mg0.2mL 1 筒	2,189
メトジェクト皮下注12.5mgシリンジ0.25mL	12.5mg0.25mL 1 筒	2,551
メトジェクト皮下注15mgシリンジ0.30mL	15mg0.3mL 1 筒	2,890
メンクアッドファイ筋注	0.5mL 1 瓶	20,194
外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
<u>(く)</u>		
グラアルファ配合点眼液	1 mL	515.00
<u>(し)</u>		
ジクアスLX点眼液 3%	3% 5 mL 1 瓶	1,060.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、<u>間歇注入シリンジポンプ加算</u> 、<u>持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u> (略) エレスマブ製剤 <u>アブロパラチド酢酸塩製剤</u> <u>カプラシズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤</u> <u>フレマネズマブ製剤</u> <u>メトトレキサート製剤</u></p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、<u>間歇注入シリンジポンプ加算</u> 、<u>持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u> (略) エレスマブ製剤 (新設)</p>

附 則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。